

平成31年度(2019年度) 交通安全市民運動 実施要綱

全国の平成31年(2019年)交通安全年間スローガン

(一財)全日本交通安全協会・(株)毎日新聞社

- ◎ 運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの
チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席
- ◎ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
危険だよ スマホに夢中の そこの君
- ◎ 中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの
とび出さない いったんとまって みぎひだり



京都市
CITY OF KYOTO

平成31年度（2019年度）交通安全市民運動実施方針

1 交通安全市民運動の推進

市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全知識を広く普及し、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない、すべての人が安心・安全で、健やかに暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 年間を通じて実施する運動

◆ 交通マナーを高めよう市民運動

ア 最重点

- 子どもの交通事故防止対策の推進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 自転車の安全利用の推進

イ 重点

- 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進
- 飲酒運転根絶の推進
- シートベルト・チャイルドシート着用の推進
- 二輪車の安全利用の推進
- 迷惑駐車対策の推進
- 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進
- 運転中・歩行中のスマートフォン、携帯電話等の使用追放の推進 本市独自

(2) 期間等を定めて実施する運動

◆ 各季交通安全運動

春の全国交通安全運動	2019年 5月11日（土）～ 5月20日（月）
夏の交通事故防止市民運動	2019年 7月21日（日）～ 7月31日（水）
秋の全国交通安全運動	2019年 9月21日（土）～ 9月30日（月）
年末の交通事故防止市民運動	2019年12月 1日（日）～12月20日（金）

◆ 市内全域で（各区の実態に応じた）交通安全街頭啓発を実施する日

高齢者の交通事故防止一斉啓発	2019年 9月10日（火）
	2019年12月13日（金）
	2020年 3月15日（日）
自転車の安全利用一斉啓発	2019年 5月 5日（日）

※ 推進日等が、土・日・祝日と重なる場合は、各実施機関の実情に合わせて実施日を変更するなど、効果的な活動を行うものとします。

2 運動の進め方

- (1) 各区交通安全対策協議会等は、各取組の重点及び実施内容を踏まえ、創意工夫を凝らした積極的な取組を推進します。
- (2) 実施機関は、それぞれの実情及び特性に応じた具体的な実施計画を定めるとともに、傘下の機関及び団体に実施内容を周知し、この運動の推進と気運の盛り上げを図ります。

3 実施・協賛機関

京都市、京都府警察、各区交通安全対策協議会等、その他関係機関等

～交通マナーを高めよう市民運動～

【目 的】 「京都市交通安全基本条例」に基づき、市民一人一人が交通社会における責任を自覚し、交通安全を自らの問題としてとらえ、相手を思いやる心を育み、正しい交通ルールの実践と、交通マナーを高めることにより、交通事故を防止して、安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。

【スローガン】 「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

【シンボルマーク】 人々が手をつなぎ、ハート（心）をつないで交通安全を呼び掛けた姿をデザインしたものの。中心人物は交通の「交」の字をアレンジしたものです。



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	・ 通学路や生活道路、商店街など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、幹線道路を利用するようにしましょう。 ・ 特に、学校及び高齢者施設等の周辺・地域では、スピードを落として慎重な運転をしましょう。 ・ 必要のない急加速や急ブレーキを行わないなど、安全で環境に優しい運転を励行しましょう。
自転車利用者は	・ 自転車は車両であるとの自覚を持ち、交通ルールを遵守するとともに、正しいマナーを身に付けましょう。 ・ 歩行者の通行が頻繁な歩道等では、自転車を押して歩くなど、歩行者等に危険を及ぼさないように思いやりのある運転をしましょう。 ・ 年齢を問わず、自転車用ヘルメットを着用しましょう。
歩 行 者 は	・ 高齢歩行者の交通事故は自宅から1kmの徒歩圏内で発生しています。「自宅周辺だから」、「通り慣れた道だから」と油断せず、交通ルールを守りましょう。 ・ 交通量の多い道路での横断行為等は、非常に危険です。横断歩道等の安全施設を利用して自分の命は自分で守る行動をとりましょう。 ・ 歩行中のスマートフォン等の操作など注意力が散漫になる行為はやめましょう。 ・ 夜間の外出時には、反射材用品を活用するなど、運転者から目立つ工夫をしましょう。
地 域 で は	・ 警察や行政等と連携しながら、飲酒運転や危険ドラッグ使用など、悪質な運転を許さない地域づくりをしましょう。 ・ 子ども、高齢者、自転車の交通事故防止のため、保護誘導活動や家庭訪問、声掛け活動等の交通ボランティア活動を地域全体で推進しましょう。 ・ 運転免許証を返納した高齢者の日常生活を確保するため、地域ぐるみで助け合いましょう。
職 域 で は	・ 事業所では、あらゆる機会を通じて、従業員への交通安全教育を実施し、安全意識の向上を図りましょう。 ・ 事業所所在地域の交通ボランティア等と連携し、児童や高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。
学 校 で は	・ 関係機関、地域、保護者と連携し、体系的な交通安全教育や保護誘導活動を推進しましょう。 ・ 登下校時の見守り活動や保護誘導活動の重要性を理解させるとともに、児童・生徒が自らの意志で交通ルールやマナーを身に付けさせるようにしましょう。
実 施 機 関 で は	・ 一人一人が交通事故を防止するための意識を持てるよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。 ・ 若者を中心とする層に対し、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努めましょう。 ・ 実施機関、団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携・協力して効果的な活動が推進されるようにしましょう。 ・ 交通事故被害者等に対しては、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる等被害者支援を積極的に推進しましょう。

子どもの交通事故防止対策の推進

- 【目 的】 子どもに交通ルール遵守の大切さを学ばせ、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には、子どもを思いやる運転意識の定着を図り、また、地域における子どもの保護誘導活動を促進するものです。
- 【スローガン】 「事故から守ろう！ 京の子ども 明るい未来」
- 【シンボルマーク】 子どもたちが運転者に注意喚起しながら道路を横断する様子と、車両の上に「！」を重ね、子どもたちに気付く運転者を表したもの。半円に描いた文字は、みんなが共に交通安全に気を配ることをイメージしたものです。
- 【運動推進日】 4月8日(月)・9月2日(月)は「子どもの交通事故防止推進日」



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	- 登下校時間帯に、狭い通学路はできるだけ通行しないようにし、やむを得ず通行する場合は、細心の注意を払って運転しましょう。 - 子どもを見かけたら、減速や停止をして、安全確認を行いましょう。
子 ど も は	- 学校の行き帰りは、定められた通学路を通行し、見守り隊や保護者の方の保護誘導に従いましょう。 - 歩くときも自転車に乗るときも、交通ルールや学校・家庭の決まりを守りましょう。
家 庭 で は	- 保護者等は、自らが子どもの手本となるよう、交通ルールを守り、子どもに正しい交通安全行動を習慣付けましょう。 - 子どもの見守り活動や交通安全教室等の交通安全ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 - 夜間の歩行、自転車利用における反射材用品等の活用を推進しましょう。 - 子どもが自転車に同乗・乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
地 域 学 校 で は	- 行政・警察などの関係機関と連携した交通安全教室、登下校指導等を通じて、交通ルールの遵守など、子どもの交通安全教育に取り組みましょう。 - 日常の生活指導や生命の大切さの学習を通じて、交通事故に遭わないための安全行動を身に付けさせましょう。 - PTAとの連携・協働等により、親子で交通ルールを学ぶ機会の創設に努めましょう。
実 施 機 関 で は	- 日頃から、学校や地域と連携・協働して保護誘導活動や広報活動等を実施しましょう。 - 通学路や子どもが多く集まる公園、施設等周辺道路の交通環境の点検・整備と子どもの身の回り品への反射材用品等の着用を促進しましょう。

高齢者の交通事故防止対策の推進

- 【目的】 高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には、高齢者を思いやる運転意識の定着と高齢運転者の運転特性に応じた運転の心掛けを醸成するものです。
- 【スローガン】 「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」
- 【シンボルマーク】 お年寄りに対する運転手の思いやりや事故への気配りをハートの手で表したものです。
- 【運動強化期間】 12月1日(日)から20日(金)までは「高齢者の交通事故防止強化期間」



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	- 高齢者の身体機能の変化や行動の特性をよく理解して、高齢者を見掛けたときは、「止まる」、「減速する」など、危険を回避するための早めの行動を心掛けましょう。 - 高齢者が日常的に利用する医療機関や福祉施設、スーパー等の周辺や高齢者が多く通行する住宅街では、安全速度での運転に心掛けましょう。
高 齢 者 は	- 自宅付近での事故が多いことを理解し、慣れた道路でも十分に気を付けましょう。特に道路を横断するときには、左右をしっかりと確認し、安全を確保しましょう。また、少し遠回りになっても横断歩道等の安全施設を利用し、周辺にこれらの施設がない場合であっても、車両の直前直後や斜めの横断など無理な横断はやめましょう。 - 交通安全教室や自転車安全利用教室が実施されるときは、積極的に参加しましょう。 - 夜間の外出はできるだけ控え、やむを得ず外出する際は、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。 - 歩行中の転倒による被害軽減のため、衝撃吸収素材の入った頭部保護帽の着用に努めましょう。 - 自動車等を運転する場合は、一時停止や安全確認を必ず行いましょう。また、加齢に伴う認知機能や身体機能の変化、健康状態を考え、不安を感じる前に運転を中止しましょう。場合によっては、運転免許証を返納するなど交通事故防止を第一に考えましょう。 - 自動ブレーキなど運転支援機能を備えた自動車（サポカー）を運転するように努めましょう。 - 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用に努めましょう。
地 域 ・ 家 庭 で は	- 高齢者家庭への訪問指導や見守り活動時の交通安全指導、交通安全教室の開催など、地域で高齢者を守る気運を高めましょう。 - 高齢者と離れて居住していても、こまめに連絡を取り、交通安全について話し合いましょう。 - 高齢運転者の家庭では、かかりつけ医や近隣住民とも連絡を密にし、危険な運転の兆候がないか確認をしましょう。 - 交通事故の低減に有効な、サポカーの普及を促しましょう。 - 危険な運転をする高齢者を認めた場合などは、関係機関に相談し、地域ぐるみで、運転免許証の自主返納を促しましょう。
学 校 で は	- 歩行中や横断中の高齢者を認めた場合には、高齢者を誘導するなど、児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育を進めましょう。 - 高齢歩行者等の近くを自転車で行くときの注意事項や高齢者保護等について学習する機会を設けましょう。
職 域 で は	- 高齢者の特性を理解するとともに、高齢者の交通事故などの情報を共有・提供しましょう。 - 従業員家族の高齢者に対する事故防止についても、呼びかけましょう。 - 事業所周辺地域での高齢者に対する、保護誘導活動や声かけ指導などのボランティア活動に参加しましょう。
実 施 機 関 で は	- 各種広報媒体を活用して、広報啓発活動を強化するとともに、反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。 - 参加・体験・実践型の交通安全教室等を積極的に開催しましょう。また、老人クラブや社会福祉協議会の集まりなど、自治体、関係機関・団体が実施する高齢者参加行事での交通事故防止を呼び掛けましょう。 - 運転免許証自主返納制度への理解を深める活動を促進しましょう。また、自主返納後の高齢者に対する支援の充実を図りましょう。

自 転 車 の 安 全 利 用 の 推 進

- 【目 的】 「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、市民総ぐるみで自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の励行を普及・啓発し、自転車の迷惑又は危険な運転による交通事故の防止を図るものです。
- 【スローガン】 「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」
- 【シンボルマーク】 自転車が道を軽快に走りぬけるところをイメージしたもの。ハートが思いやりを、ラインがマナーアップを表現しています。
- 【運動推進日】 毎月20日の週の水曜日は「自転車の安全利用推進日」
- 【運動推進月間】 5月1日(水)から31日(金)までの1箇月間は「自転車安全利用推進月間」



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	交通ルールを守らない自転車利用者もあることから、危険を予測した運転に努めましょう。
自転車利用者は	- 車両としての交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践しなければならないことを認識しましょう。 「自転車安全利用五則」（背表紙に記載）を活用し、歩行者や他の車両に配慮した利用を心がけましょう。 - イヤホン等の使用やスマートフォン等の操作をしながらの、「ながら運転」を、絶対しないことを決意しましょう。 - 自転車損害保険等に必ず加入しましょう。 - 自転車の定期点検整備を受けましょう。 - 年齢を問わずヘルメットの着用に努めるとともに、早めのライト点灯を徹底し、自転車の側面等に反射材用品を取り付けましょう。
地域・家庭では	- 幼児から高齢者まで、自転車の運転者としての意識を持たせましょう。 - 地域での自転車安全利用教室の開催や見守り活動で自転車指導を行うなど、自転車の交通ルールの遵守や正しいマナーの実践に取り組みましょう。 - 保護者等が交通ルールや正しいマナーを守り、日常生活の中で実践しながら、繰り返し指導をしましょう。 - 幼児用乗車装置に幼児を乗車させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。
学 校 で は	- 自転車の正しい利用、点検整備、加害事故を含む自転車の交通事故防止等の安全教育を実施しましょう。 - 自転車通学者のいる学校では、京都府自転車安全利用推進員制度等を活用し、交通安全ボランティア活動に参加しましょう。 - 地域やPTAと連携した指導・広報啓発活動を実施しましょう。 - 関係機関等が実施する講習会への参加を勧奨しましょう。
職 域 で は	京都市自転車安全利用推進企業制度や京都府自転車安全利用推進員制度等を活用した職場教育を実施し、業務中の事故を防止するだけでなく、職員の家庭における教育や交通ボランティア活動にもつなげていきましょう。
実 施 機 関 で は	「自転車安全利用五則」が遵守されるよう、あらゆる機会を通じて市民に広報しましょう。 「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」等を理解し、自転車の安全利用のため、条例等の広報・啓発に努めましょう。

※ 京都市では、「京都市自転車安心安全条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入が義務になっています。また、京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車に同上する6歳未満の幼児にヘルメットを着用させることが義務になっています。

早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進

【目 的】 視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなる夕暮れ時等において、車両等の運転者が、早めにライトを点灯することで、他の道路利用者の早期発見と自車の存在を周囲にいち早く知らせ、また、歩行者が、夜間に外出するときに反射材用品等を着用することで、車両等に自らの存在をアピールして早期発見を促すことで、交通事故の防止を図るものです。

【スローガン】 「早めのライト 安全サイン」

【シンボルマーク】 ゆとりをもって安全運転を心掛けることをイメージしたもの。渦巻きが道路を、目がライト点灯を、背景が夕暮れを表現しています。



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	・ 自車の存在を道路利用者に早く知らせるために、夕暮れ時や気象状況等に応じて、早めのライト点灯を習慣付けましょう。 ・ 他車、歩行者等が確認しにくいことを自覚し、安全な速度で通行するなど、ゆとりのある運転を心掛けましょう。 ・ 夜間の走行時は、原則ハイビームを使い、対向車がある場合にはロービームに切り替えるなど、早い段階で前方の安全を確認しましょう。
自転車利用者は	・ 早めのライト点灯を徹底するとともに、自転車の側面への反射材用品の取付け等をしてしましょう。
歩行者は	・ 夕暮れ時や気象状況等に応じて、外出時は衣服や靴、鞆など身の回り品に反射材用品等を取り付けるなど、「目立つ工夫」を心掛けましょう。
地域・家庭では	・ 夜間の交通事故を防止するため、反射材用品等の着用を促進しましょう。 ・ 特に高齢歩行者に対しては、地域・家庭ぐるみで反射材用品等を着用するように促しましょう。
学校では	・ 夕暮れ・夜間の交通事故防止のための早めのライト点灯、反射材用品等の着用を指導しましょう。
職域では	・ 運行管理者、安全運転管理者等は従業員に対し、夕暮れ時や気象状況等に応じた危険性を理解させ、早めのライト点灯を指導しましょう。 ・ また、道路等で夜間作業に従事させる場合は、照明設備を早めに活用するとともに、視認性の高い反射材用品を着用させましょう。
実施機関では	・ 早めのライト点灯や反射材用品等の着用に実施機関が自ら積極的に取り組みましょう。 ・ あらゆる広報媒体を活用して反射材等の効用について広報するとともに、全ての市民に対して反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。

飲 酒 運 転 根 絶 の 推 進

【目 的】 市民一人一人に「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識を徹底することにより、悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図るものです。

【スローガン】 「飲んだなら 運転しません させません」

【シンボルマーク】 ビールジョッキを車に見立て飲酒運転はダメ！と「×印」を力強く表現したものです。



＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 等 は	「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちを払拭し、「飲酒運転は犯罪」であることを認識して、絶対にしないことを決意しましょう。
家 庭 で は	飲酒運転の危険性、違法性、飲酒事故を起こしたときの社会的責任の重大さや代償の大きさ、命の尊さなどを話題に取り上げて話し合いましょう。
地 域 で は	- 各種の行事等の機会をとらえ、飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。 - 飲酒運転の兆候が見られる人がいれば、躊躇することなく家族、警察、行政機関などに相談しましょう。
職 域 で は	- 出勤時のアルコールチェックのほか、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導や社内広報紙・誌の活用により、飲酒運転を許さない職場環境づくりに努めましょう。 - 酒癖やアルコール依存症等の相談を通じて産業医や家族等との連携を図り、飲酒運転は犯罪であることを認識して、飲酒運転をさせないようにしましょう。
飲 食 店 等 で は	- 酒類を提供する飲食店等では、自動車を運転する者に、酒類を提供しない、酒を飲んだ者には運転させないことを徹底しましょう。 - 運転代行業者やタクシー会社との連携にも積極的に努めましょう。
実 施 機 関 で は	- あらゆる機会を通じて飲酒運転は犯罪であること、悲惨な交通事故の要因となり得ることを交通安全教育や広報活動で徹底していきましょう。 - 酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシート着用の推進

- 【目 的】 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の普及と正しい着用を徹底するものです。
- 【スローガン】 「みんなの命 シートベルトが守ります」
- 【運動推進日】 毎月 1 日は「シートベルト・チャイルドシート着用推進日」（1 日が土・日・祝の場合はその後の平日）

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	・ 自らがシートベルトを正しく着用するとともに、助手席及び後部座席同乗者のシートベルト着用を徹底しましょう。 ・ 幼児を乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
家 庭 で は	・ 着用効果、必要性について話し合い、家族全員で正しい着用の実践を習慣付けましょう。 ・ 幼児・児童・生徒の送迎時は、チャイルドシート・シートベルトの着用について、保護者が責任を持って確認しましょう。 ・ 幼児・児童・生徒が自分の命を守るため、自ら進んで着用していくよう指導を徹底しましょう。
地 域 で は	・ 行事や車の相乗りを行うときなどには、運転者以外の人も声を掛け合い、必ず着用しましょう。
職 域 で は	・ 通勤・業務中やプライベートも含めた全席シートベルトの確実な着用について指導しましょう。
実 施 機 関 で は	・ あらゆる機会を捉え、着用意識を高めるための広報啓発活動を実施しましょう。 ・ 特に後部座席の着用を促すため、関係機関・団体等と連携してシートベルトコンビンサー（模擬衝突体験機）などを使用した体験型の学習等による認識を深める教育を実施し、推進しましょう。

二 輪 車 の 安 全 利 用 の 推 進

- 【目 的】 手軽で開放的な乗り物である二輪車の安全な利用を、家庭や学校・事業所等全ての市民が一体となって取り組むことで、二輪車の交通事故防止を図るものです。
- 【スローガン】 「『安全に。』 予断を許さぬ バイク利用」
- 【運動推進日】 8月19日（月）は「バイクの日」 事故
- 【運動強化期間】 4月26日（金）から5月6日（月）までは「二輪車の交通時~~事~~防止強化期間」

＜主な実施事項＞

主 体	実施事項
運 転 者 は	・ 二輪車は、安定性が悪く、少しバランスを崩せば大きな事故につながるおそれのあることを再認識しましょう。 ・ 二輪車を運転するときは、長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）などの服装を着用しましょう。 ・ 事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットの正しい着用、膝・肘・胸部プロテクターの装着に努めましょう。 ・ 他の車両からの視認性を高めるため、反射材付きのウェア等視認性の高い服装で乗車しましょう。 ・ 事故の危険性が高い信号待ち車両の側方通過や無理な追越等はやめましょう。
地 域 ・ 家 庭 で は	・ 二輪車を利用する青少年やツーリング愛好者に対しては、二輪車事故のリスクや特性を理解させるとともに、二輪車の安全な利用について話し合う機会を持ちましょう。
学 校 で は	・ 保護者と連携して、生徒・学生に二輪車利用に関する学校の規則を理解させ、これを遵守させましょう。 ・ 二輪車による通学を許可し、使用させる場合は、実技を含めた交通安全教育の実施に努めるとともに、警察や関係機関が実施する安全運転実技講習会等への参加を勧奨しましょう。
職 域 で は	・ 業務で使用する二輪車は、定期的に点検整備しましょう。 ・ 二輪車を通勤利用する従業員の通勤距離や経路等に無理がないか確認するとともに、安全指導を必ず行いましょう。 ・ 関係機関と連携して、実践的な二輪車の交通安全教育を実施しましょう。
二輪車販売店では	・ 購入時・修理時に、交通事故防止スクールや交通安全の装備品等の情報を積極的に提供しましょう。 ・ いわゆるリターンライダー等に対しては、最近の二輪車の性能や特性について改めて理解させ、自己の体力や技量に見合った無理のない運転を呼びかけましょう。 ・ 販売店等が実施するツーリングでは、参加者に応じた無理のない運転計画を立て、交通事故防止に努めましょう。
実 施 機 関 で は	・ 各種広報媒体を活用して、二輪車の安全な利用方法等についても広報啓発に努めましょう。

迷 惑 駐 車 対 策 の 推 進

- 【目 的】 市民一人一人が、迷惑駐車をしない、させない意識を一層高めるとともに、運転者及び自転車利用者の駐車マナーを向上させることにより、迷惑駐車のない安全で円滑・快適な交通社会を実現するものです。
- 【スローガン】 「しない させない 迷惑駐車」

＜主な実施事項＞

主 体	実施事項
運 転 者 は	・ 迷惑駐車をしない自覚を持つとともに、特に都市部においては、公共交通機関を利用する等、不要・不急の自動車の使用は控え、迷惑駐車をしない環境づくりに努めましょう。 ・ 事前に目的地の駐車場の有無を確認し、駐車場所の確保を習慣付けましょう。
自 転 車 利 用 者 は	・ 正しい自転車利用を心掛け、駅周辺道路等の通行の妨げとなるような場所には絶対に駐車しないようにしましょう。 ・ 自転車は、自転車駐車場に駐車し、路上放置はやめましょう。
地 域 で は	・ 自治体、各区交通安全対策協議会等と連携した街頭啓発活動及び回覧板等を活用した広報活動を展開しましょう。
職 域 で は	・ 従業員の駐車マナーの向上を図るとともに、マイカー通勤及び業務用車両の持ち帰りを自粛し、公共交通機関の利用を促しましょう。
実 施 機 関 で は	・ 駅・ターミナル周辺における駐車場を整備し、迷惑駐車及び放置自転車の防止を図りましょう。 ・ 関係機関・団体と連携して、迷惑駐車の防止対策を推進しましょう。 ・ 駐車行為の危険性・迷惑性をあらゆる広報媒体を活用して広報するとともに、迷惑駐車追放の気運を盛り上げましょう。 ・ 駐車場の案内等により、駐車場の有効利用を促進するとともに、所有する土地等の空きスペースの有効活用を図りましょう。 ・ 幹線道路、駅ターミナル等における迷惑駐車や放置自転車を防止するため、道路パトロール等による指導、警告及び必要に応じた撤去活動を強化しましょう。

暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

【目 的】 暴走族による集団暴走、爆音暴走は、交通秩序を乱す不法行為であるため、地域の安心・安全の確保と青少年の健全な育成に資する観点から、地域ぐるみの追放運動を展開するものです。

【スローガン】 「暴走は しない させない 見に行かない」

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
家 庭 で は	・ 幼児期から、公共の場で他人に迷惑をかけるような行為をしないよう、教えましょう。 ・ 暴走行為や危険な運転を肯定し、あおるような言動をしないようにしましょう。 ・ 交通事故の悲惨さや命の大切さについて話し合ひましょう。 ・ 子どもに暴走行為の兆しが見られる場合には、できるだけ早く学校、警察等に相談して暴走族等への加入を未然に防ぎましょう。 ・ 高校生等は、免許の取得や車両等での通学について、学校の方針に従いましょう。
地域・学校では	・ 暴走行為や暴走行為をあおるため、集まる兆しがある場合には、速やかに警察に連絡しましょう。 ・ コンビニエンスストア、公園、ゲームセンター等の管理者や地元の祭礼行事等の主催者等は、暴走行為等につながる青少年等が集まりにくい環境作りに努めましょう。 ・ 学校では、暴走族の悪質性を十分に理解させるとともに、暴走行為は絶対にしないという意識を持たせ、暴走行為の兆しのあるところには近付かないよう、保護者と連携して生徒への指導を徹底しましょう。 ・ 高等学校で「4ない運動プラス1」（バイクに乗らない、バイクを買わない、免許をとらない、バイクに乗せてもらわない、プラス子どもの要求に負けない）を実施しているところは、保護者と連携して、規則を守るよう指導しましょう。 ・ 通学等のため、車両等を使用させる場合は、ルールを守って走行できるよう交通安全教育を実施するとともに、暴走族等の集団に加入しないよう指導を徹底しましょう。
職 域 で は	・ 車両通勤している従業員に対し安全運転の指導を徹底しましょう。 ・ 従業員等の服装や行動から、暴走族等の加入が疑われる場合は、家族や警察等の関係機関へ相談しましょう。
実施機関では	・ 機関誌・紙、ちらし等の広報媒体を活用して暴走族追放の広報啓発活動を実施しましょう。 ・ 暴走行為等の危険性、迷惑性等を内容とした講習会、交通安全教室等を開催しましょう。 ・ 暴走行為を行いにくい道路環境の改善等、暴走行為を防止するための環境整備を進めましょう。

運転中・歩行中のスマートフォン等の使用追放の推進

＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	・ 運転中のスマートフォン等の使用が重大な事故の要因となる危険性を再認識しましょう。
歩 行 者 は	・ 歩行中にスマートフォン等を使用・注視することは周囲への注意が散漫となる行為であることを認識し、歩行中は使用をしないようにしましょう。
家 庭 で は	・ スマートフォン等の使用が交通事故につながる危険性があることを話し合ひましょう。
地域・職域では	・ 各種会合や回覧板を利用して、スマートフォン等の使用が交通事故につながる危険性があることを周知しましょう。
実施機関では	・ スマートフォン等の使用が交通事故につながる危険性があることを広報しましょう。 ・ スマートフォン等の使用は交通事故につながりかねない危険性があることの広報啓発活動をあらゆる機会を通じて推進するとともに、運転者に対しては、運転中にスマートフォン等を使用しない・させないよう徹底させましょう。

平成30年中の交通事故の発生状況について

平成30年中の京都市内における交通事故（24時間）死者数は15人となっており、昭和23年に統計を開始して以降、交通事故死者数が最も少なかった平成26年（21人）から6人減少して過去最少となり、平成28年度に作成した「第10次京都市交通安全計画」（平成28年度～平成32年度）に定める「年間の死者数20人以下」という目標を初めて達成することができた。

また、交通事故発生件数及び負傷者数については平成22年から8年連続で減少しており、同計画に掲げる「年間の死傷者数5,200人以下」という目標を昨年に続き2年連続で達成した。

これまで市民総ぐるみで取り組んできた交通安全市民運動や、京都府警察をはじめとする関係機関による活動の成果は、安全運転サポート車の普及など車両の安全性の向上や道路環境の整備・充実等と相まって、着実に現れてきていると考えられる。

しかし、平成30年中に交通事故で亡くなられた15人のうち、半数以上の8人は10月から12月までの3箇月間に発生した事故によって亡くなられており、日暮れが早くなる秋から冬にかけての交通事故防止対策が必要である。また、全死者数に占める高齢者の割合は、平成29年（27人中16人・約6割）と比較して低下しているものの、約5割（15人中7人）と依然として高い割合を占めており、その対策が喫緊の課題となっている。さらに、平成28年から、京都市内で発生している交通事故の約4分の1は高齢運転者が当事者（第1及び第2当事者）の事故であり、同様に早急な対策が必要である。本市としては、交通安全市民運動を推進するほか、適宜、交通事故発生状況等を分析した交通安全ニュースを配布するなど、広報啓発活動等を推進することで、市民に広く注意を呼びかけ、交通事故防止に努めてまいる。

交通事故の減少傾向を更に加速させ、悲惨な交通事故に遭遇する方を1人でも減らしていくためには、「第10次京都市交通安全計画」に基づき、近年の課題として重点的に取り組んでいる子どもや高齢者の交通事故対策、更には、社会問題となっている自転車の利用マナーの向上や高齢運転者対策等、地域特性を踏まえつつきめ細かな施策を講じていくとともに、関係機関と密に連携しながら交通安全市民運動を推進し、市民一人一人の交通安全意識の向上を図っていく必要がある。

1 市内・府内・全国の交通事故発生状況

区 分	死者数	発生件数	負傷者数
	対前年比 増△減	対前年比 増△減	対前年比 増△減
京 都 市	15 人	3,888 件	4,537 人
	△12 人 (△44.4%)	△509 件 (△11.6%)	△602 人 (△11.7%)
京 都 府	52 人	6,142 件	7,258 人
	△14 人 (△21.2%)	△1,003 件 (△14.0%)	△1,272 人 (△14.9%)
全 国	3,532 人	430,345 件※	524,695 人※
	△162 人 (△4.4%)	△41,820 件 (△8.9%)	△56,152 人 (△9.7%)

※ 全国の発生件数・負傷者数は概数値

2 高齢者の交通事故の状況（京都市内）

区分	平成20年 (10年前)	平成25年 (5年前)	平成28年	平成29年	平成30年
死者数/全死者数（人）	17/34	13/34	9/24	16/27	7/15
負傷者数 /全負傷者数（人）	1,242 /11,251	1,052 /8,335	844 /5,792	752 /5,139	694 /4,537
全死者数に占める割合	50.0%	38.2%	37.5%	59.3%	46.7%
全負傷者数に占める割合	11.0%	12.6%	14.6%	14.6%	15.3%

3 自転車事故の状況（京都市内）

区分	平成20年 (10年前)	平成25年 (5年前)	平成28年	平成29年	平成30年
発生件数（件）	2,340	1,681	1,183	997	954
死者数（人）	5	6	5	7	1
負傷者数（人）	2,309	1,648	1,139	947	922
全死者数に占める割合	14.7%	17.7%	20.8%	25.9%	6.7%
全負傷者数に占める割合	20.5%	19.8%	19.7%	18.4%	20.3%

4 高齢ドライバーが第1当事者の交通事故の状況

区分	平成20年 (10年前)	平成25年 (5年前)	平成28年	平成29年	平成30年
事故件数（原付以上）	8,990	6,627	4,551	4,067	3,587
高齢ドライバー（65歳以上）が第1当事者の事故件数（原付以上）	1,185	1,115	983	841	841
事故件数（原付以上）に占める割合	13.2%	16.8%	21.6%	20.7%	23.5%

5 行政区別事故発生状況

	発生件数（件）		
	平成30年	平成29年	増減
北 区	223	276	△53
上京区	139	183	△44
左京区	359	333	26
中京区	382	367	15
東山区	202	250	△48
山科区	261	325	△64
下京区	315	362	△47
南 区	422	519	△97
右京区	411	488	△77
西京区	400	390	10
伏見区	774	904	△130
合 計	3,888	4,397	△509

	死者数（人）			負傷者数（人）		
	平成30年	平成29年	増減	平成30年	平成29年	増減
北 区	0	0	0	256	317	△61
上京区	0	3	△3	158	199	△41
左京区	1	2	△1	419	375	44
中京区	1	2	△1	442	411	31
東山区	1	1	0	241	323	△82
山科区	2	3	△1	320	372	△52
下京区	0	0	0	364	431	△67
南 区	3	4	△1	506	626	△120
右京区	1	5	△4	459	541	△82
西京区	1	2	△1	456	470	△14
伏見区	5	5	0	916	1,074	△158
合 計	15	27	△12	4,537	5,139	△602



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- 5 子どもはヘルメットを着用

